

松江テニス協会規約

第1章 総則

- 第1条 本会は松江テニス協会と称し、島根県テニス協会に所属する。
- 第2条 本会は、事務局を会長の定める所に置く。
- 第3条 本会はテニスの普及、発展を図り、健康な体位と品位の向上に資することにより、福祉増進とスポーツ精神を養うことを目標とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1)テニスの振興、普及、指導ならびに有望選手及び指導者の育成。
 - (2)市のテニス大会の企画並びに実施。
 - (3)その他、本会の目的達成に必要な事項。

第2章 会員（加盟団体）

- 第5条 本会は、松江市内及び周辺のテニスクラブ等を持って組織し、会員は原則として島根県内に在住または在勤する者に限るものとする。
- 第6条 本会の加盟団体となるには、所定の加盟申込書に所定の加盟金を添えて申込、会長の承認を得なければならない。
- 退会をする加盟団体は、所定の退会届を会長宛に提出するものとする。
- 第7条 加盟団体は下記の事由により、その資格を喪失する。
- (1)退会
 - (2)除名
 - (3)本会が解散したとき
- 第8条 加盟団体が、次の各号の1に該当するときは、総会の決議により除名することができる。
- (1)本会の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき。
 - (2)規約又は総会の決議を無視する行為があったとき。
 - (3)著しく会費を滞納したとき。
- 第9条 退会したもの又は除名されたものは会員としての一切の権利を失い、すでに納付した加盟金その他本会の資産にたいして、何等の請求をすることができない。

第3章 役員等

- 第11条 本会には次の役員を置く。
- (1)会長 1名
 - (2)副会長 2名
 - (3)理事長 1名
 - (4)理事 15名以内（会長、副会長、理事長を含む。）
 - (5)監事 2名以内
- 第12条 理事及び監事は、総会において会員のうちから選任する。但し総会で認めたときは、会員以外から選任することができる。
2. 会長、副会長及び理事長は理事会で互選する。

- 第13条 会長は本会を代表し、会の業務を統括総理し、総会の議長となる。
- 第14条 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときは、その職務を代行する。
- 第15条 理事長は会長の命を受け、会の業務を掌理し、理事会の議長となる。
- 第16条 理事は、理事会を構成し、本会運営の重要な事項を審議する。
- 第17条 監事は本会の業務を監査し、総会に報告するものとする。
- 第18条 役員任期は2年とし、補欠により就任したものの任期は残任期間とする。但し再任は妨げない。
- 第19条 役員は任期満了後も、後任者の就任まで引き続き、その職務を行うものとする。
- 第20条 本会に、顧問若干名を置くことができる。
2. 顧問は、理事会の同意を得て、学識経験者等のうちから会長が委嘱する。
 3. 顧問は会長の諮問に応じ、意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

第4章 会議

- 第21条 会議は、総会及び理事会とする。
- 第22条 総会は本会の最高議決機関であって、加盟団体の代表者をもって構成し、毎年1回、会長がこれを招集する。
2. 臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は構成員の5分の1以上から会議の目的を事項を示して請求があったとき会長がこれを招集する。
- 第23条 次の事項は、総会決議事項とする。
- (1)規約の改廃、変更に関する事。
 - (2)理事の選出に関する事。
 - (3)事業報告、事業計画及び予算に関する事。
 - (4)決算報告に関する事。
 - (5)加盟金、登録料の額及びその徴収方法。
 - (6)その他重要な事項。
- 第24条 総会は構成員の2分の1以上の出席により成立する。
- 第25条 総会は出席者の過半数をもってこれを決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第26条 理事会は、理事を持って構成し、会長がこれを招集する。
- 第27条 次の事項は、理事会決議事項とする。
- (1)総会に付議すべき議案の審議に関する事。
 - (2)会務の執行に関する事項。
 - (3)総会の決議により理事会に委任された事項。
 - (4)その他会長が必要と認めた事項。
- 第28条 第24条、第25条の規定は理事会に準用する。
- 第28条の2 会長が、理事会の決議事項について提案した場合において、その提案について、決議に特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第5章 委員会

- 第29条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を得て、委員会を置くことができる。
2. 委員会に必要な事項は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

第6章 事務局

- 第30条 本会に、事務局を置く。
2. 事務局に関する規定は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

第7章 会計

- 第31章 本会の会計年度は毎年3月1日に始まり2月末日に終わる。
- 第32章 本会の経費は、団体の加盟金、選手登録料、公共団体の助成金、一般寄附金、競技収入及びその他の収入をもって支弁する。
2. 毎事業年度の決算において剰余金を生じたときは翌年度に繰り越すものとする。
- 第33条 各団体の加盟金及び登録料は、総会の議を経て別に定める。
- 第34条 会長は、毎事業年度終了とともに、次の書類を作成して総会開催日までに監事に提出してその監査を受けなければならない。
- (1)事業報告書
- (2)決算報告書
2. 監事は、前項の書類を受理したときはこれを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。
3. 会長は、前項の書類及び報告書について、総会の承認を得た後、これを事務局に備え付けて置かなければならない。

第8章 解散

- 第35条 本会の解散に伴う残余財産の処分は、総会において出席会員の4分の3以上の議決を得、本会与類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

第9章 雑則

- 第36条 この規約に定めるもののほか、本会の事業の運営上必要な雑則は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附則

この規定は、昭和62年4月1日より改正実施する。

附則

この規約は、平成10年3月23日より改正実施する。

附則

この規約は、平成29年3月28日より改正実施する。